

第 5867 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 12月 28日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 給与所得の源泉徴収票

Q：給与所得の源泉徴収票は、対象者が誰で、税務署には何枚提出するのですか？

A：1枚(市区町村は2枚)提出します。

【解説】

給与所得の源泉徴収票は、給与等を支払った全ての者について作成して交付することになっていますが、税務署に提出するものは、次の人に限られています。

1. 年末調整をした人

- ①法人の役員は、その年中の給与等の支払金額が150万円を超える人。
- ②弁護士、司法書士、税理士等については、その年中の給与等の支払金額が250万円を超える人
- ③上記①②以外の者については、その年中の給与等の支払金額が500万円を超える人

2. 年末調整をしなかった人

- ①「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者で、その年中に退職した者などについては、その年中の給与等の支払金額が250万円を超える人。ただし、法人の役員については、50万円を超える人。
- ②「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者で、その年中の主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった人。
- ③「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者で、給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄又は丙欄の適用者については、その年中の給与等の支払金額が50万円を超える人。

